

小児初期救急平日夜間診療事業 未実施区市町村の状況

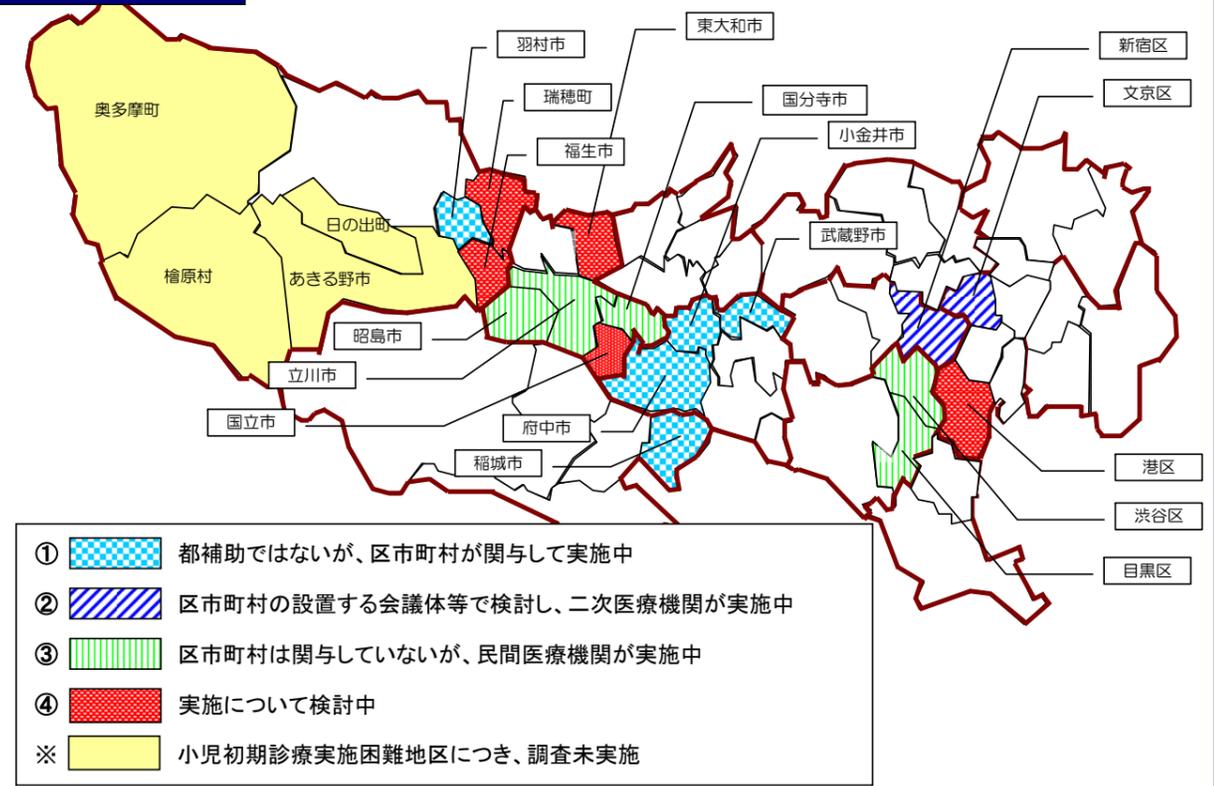
1 小児初期救急平日夜間診療事業について

- 実施主体:
 - ・区市町村又は地方自治法に定める区市町村の組合(委託等により実施する場合を含む。)
 - ・複数の区市町村が共同で実施主体となる場合も補助の対象
- 診療体制:
 - ・小児科医師、看護師及び事務職員 各1名
 - ・地域の実情により当該体制に薬剤師1名を加えることが可能
- 診療時間:
 - ・平日の午後5時から午前0時までの間で、原則3時間以上
- 診療場所:
 - ・区市町村又は地区医師会の休日夜間急患センター等の固定施設
 - ・地域の中核となる二次医療機関等を固定施設として利用する場合も可能

2 調査概要

- 平成24年6月現在、『小児初期救急平日夜間診療事業補助金』を受けていない区市町村に対して、小児初期救急診療事業の検討状況について、調査を実施。
- 調査方法:
 - ・対象区市町村あてに調査票を送付し、回答を得た。
 - 調査項目:
 - ・過去の調査結果(平成23年2月実施)を踏まえ、区市町別に調査項目を設定して実施
 - ・実施検討の進捗状況
 - ・管内の二次医療機関から区市町村あてに小児初期についての要望の有無
 - ・住民からの要望の有無
 - ・議会からの要望の有無
 - ・区市町村としての小児初期への関与

3 調査結果



4 調査結果の詳細

① 都事業補助対象外であるが、区市町村が関与して実施中

区市名	状況
府中市	・市直営の急患センターで、内科・小児科として実施中(都の補助要件には該当せず) ・年間実施日数のうち、6割程度は小児科専門医が診療を担当
羽村市	・市直営の急患センターで、内科・小児科として実施中(都の補助要件には該当せず) ・小児科医が少なく、平日のうち一週あたり複数日において体制を確保することが困難
武蔵野市	・武蔵野赤十字病院と小児救急医療体制について協定締結 ・24時間365日小児診療に対応
小金井市	・市の財政負担あり
稲城市	・稲城市立病院で実施中 ・週に1回程度、地区医師会からも参加 ・曜日拡大予定なし

② 区市町村の設置する会議体等で検討し、二次医療機関が実施中

区市名	状況
文京区	・区内の開業医、二次医療機関等を交えて検討 ・区は直営の固定施設は設置せず、普及啓発を実施
新宿区	・区内の二次医療機関等を交えて検討 ・初期救急は二次医療機関が行い、区は普及啓発を実施

③ 区市町村は関与していないが、民間医療機関が実施中

区市名	状況
目黒区	・区内の民間医療機関において、平日準夜の時間帯まで小児科診療を実施
渋谷区	・区内の民間医療機関において、平日準夜の時間帯まで小児科診療を実施 ・区内に小児科を標榜する医療機関が少ないため、小児初期救急医療事業の実施が困難
立川市	・市内の民間医療機関において、平日準夜の時間帯まで小児科診療を実施 ・二次医療機関からの要望あり ・現在、市主体の小児初期救急事業の実施を検討中
昭島市	・市内の民間医療機関において、平日準夜の時間帯まで小児科診療を実施
国分寺市	・市内の民間医療機関において、平日準夜の時間帯まで小児科診療を実施

④ 実施について検討中

区市名	状況
港区	・再開発エリアに医療機関誘致予定 ・小児医療の中核的な役割を持った運営をする上で休日・夜間の小児二児救急医療の開始を予定しているものの、初期救急診療については検討段階
国立市	・以前近隣市と共同実施を検討したが実現には至らなかったため、今後の具体的な施策は未定
東大和市	・地区医師会とともに検討会設置を継続協議中
福生市	・羽村市とともに、公立福生病院での共同実施について検討中
瑞穂町	